

# 自主点検シート（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

事業所名	
点検者職・氏名	
点検年月日	年 月 日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」に、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。  
 ○「Ⅰ基本方針からⅤ変更の届出」までは、別に定める場合を除き、居宅サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、短期入所生活介護を介護予防短期入所生活介護に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に、それぞれ読み替えてください。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>Ⅰ 基本方針</b>							
Ⅰ 基本方針	・要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	条例第147条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	予防条例第129条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>Ⅱ 人員基準</b>							
2 従業者の員数	<b>【医師】</b> 1人以上となっているか。 必要な資格を有しているか。  ＊併設本体施設に配置されている場合で事業の運営に支障がない場合は兼務しても差支えない。	条例第148条 規則第48条 予防条例第130条 予防規則第58条 通知第三の八の1の②のロ	・勤務予定表 ・サービス記録 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格が確認できる書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者数がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<b>【生活相談員】</b> 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。 ①配置数（            ）人 ②特別養護老人ホーム入所者数【前年度の平均】 ③短期入所生活介護利用者数【前年度の平均】 ④（②+③）÷100>① ＊1人以上は常勤となっているか。ただし、利用定員が20人未満の併設事業所は常勤で配置しないことができる。 ＊特別養護老人ホームに併設されている場合は、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数を合算した数について常勤換算方法により必要とされる員数を配置しているか。	条例第148条 規則第58条 予防条例第130条 予防規則第54条		<b>【前年度の平均値】</b> ＊前年度とは毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度 ＊計算式 前年度の全利用者等の延数÷前年度の日数 （小数点第2位以下を切り上げ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されているか。	通知第三の八の1の(2)（H11年告示1ー(2)社会福祉法第19条第1項）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
2 従業者の員数	<p>【介護職員又は看護職員（准看護師を含む。）】 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。必要な資格を有しているか。 ①介護職員の配置数（ 人） ②看護職員の配置数（ 人） ③①+②の配置数（ 人） ④③の常勤換算による配置数（ 人） ⑤利用者数【前年度の平均値】 ⑥⑤÷3＝（ 人）&lt;④ *看護職員を配置しなかった場合でも、利用者の状態像に応じて必要がある場合は、病院、診療所、指定訪問看護ステーション又は併設の特養老人ホーム等との密接な連携により看護師職員を確保しているか。</p>	<p>条例第148条 規則第48条 予防条例第130条 予防規則第58条</p>	<p>・勤務予定表 ・サービス記録 ・職員名簿、雇用契約書 ・資格が確認できる書類 ・就業規則 ・賃金台帳等 ・利用者数がわかる書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【栄養士】 1人以上配置しているか。 必要な資格を有しているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・連携栄養士の有無（有・無） ・連携先事業所名（ ） *利用定員(介護予防を含む)が40人を超えない事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効率的な運営を期待することができる場合であつて利用者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えない。</p>	<p>条例第148条 規則第48条 予防条例第130条 予防規則第58条</p>	<p>連携栄養士の配置について確認できる資料</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【機能訓練指導員】 1人以上配置しているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者（※）が配置されているか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。） *利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は看護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>	<p>条例第148条 規則第48条 予防条例第130条 予防規則第58条</p>	<p>・資格を確認する書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【調理員その他の従業者】 実情に応じた適当数となっているか。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>【利用者の数】 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。 ※新規に指定を受けた場合は、推定数としているか。</p>	<p>条例第148条 予防条例第130条</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・空床利用事業所においては、本体施設に必要とされる数の従業者が確保されているか。 ・併設事業所においては、併設本体施設に必要とされる数の従業者に加えて、上記の短期入所生活介護従業者を確保しているか。</p>	<p>条例第148条 予防条例第130条 予防規則第58条 規則第48条</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 管理者	<p>常勤・専従（※）の管理者を置いているか。 （※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。） ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名（ ） ・兼務している場合は事業所名、職種名 事業所名：（ ） 職種名：（ ）</p>	<p>条例第149条 予防条例第131条</p>	<p>・職員勤務表</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
<b>Ⅲ 設備基準</b>						
4 利用定員等	<p>利用定員を20人以上としているか。 ※併設事業所の場合は、利用定員が20人未満でも差し支えない。</p>	<p>条例第150条 予防条例132条</p>	<p>運営規程</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 設備及び備品等	<p>指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっているか。 ※利用者の生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができる。</p>		<p>消防計画 非常災害対策計画・マニュアル 非常災害時の連絡体制</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>		<p>条例第151条 規則第59条 予防条例133条 予防規則第55条、第56条 *建築基準法第2条第9号の2及び第9号の3) 建築基準法第2条 消防法</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>次に掲げる設備を設けるとともに、サービス提供のために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ※ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えない。</p> <p>1 居室(指定短期入所生活介護の事業専用のものに限り)</p> <p>2 食堂</p> <p>3 機能訓練室</p> <p>4 浴室</p> <p>5 便所</p> <p>6 洗面設備</p> <p>7 医務室</p> <p>8 静養室</p> <p>9 面談室</p> <p>10 介護職員室</p> <p>11 看護職員室</p> <p>12 調理室</p> <p>13 洗濯室又は洗濯場</p> <p>14 汚物処理室</p> <p>15 介護材料室</p>		<p>施設平面図（現場確認）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
5 設備及び備品等	※併設事業所の場合は、併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、併設本体施設の1から15に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供しても差し支えない。	条例第151条 規則第59条 予防条例133条 予防規則第55条、第56条 *建築基準法第2条第9号の2及び第9号の3）建築基準法第2条 消防法	施設平面図（現場確認）			
	【居室】 居室の定員は4人以下となっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【食堂及び機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを確保し、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上となっているか。 ※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所とすることができる。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【浴室】 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【便所】 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【洗面設備】 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次の構造設備の基準を満たしているか。 ・廊下幅は1.8メートル以上となっているか。 ※ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・階段の傾斜を緩やかにしているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 ※ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
				適	不適	該当なし	
<b>IV 運営基準</b>							
6	内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。  ※利用者のサービス選択に資すると認められる事項等 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○事故発生時の対応 ○苦情処理の体制 ○提供するサービスの第三者評価の実施状況	条例第152条 規則第4条 予防条例第134条	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	指定短期入所生活介護の開始及び終了	次のいずれかの理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供しているか。  ①利用者の心身の状況 ②利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等 ③利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る。	条例第153条 予防条例第135条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、利用者に対し提供の開始前から終了後まで必要な援助に努めているか。		・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。 【正当な理由】 (1)事業所の現員から利用申込に応じきれない場合 (2)利用者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 (3)適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難である場合	条例第168条 (第10条準用) 予防条例第143条 (第51条の3準用)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っているか。	条例第168条 予防条例第143条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	条例第168条 予防条例第143条	・利用者に関する記録 ・被保険者証写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11	要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。	条例第168条 (第13条準用) 予防条例第143条 要(第51条の6準用)	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅介護支援を受けていない等の場合には、要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
12	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、次の状況等の把握に努めているか。 ・利用者の心身の状況 ・利用者の置かれている環境 ・他の保健医療サービス、福祉サービスの利用の状況	条例第168条 (第14条準用) 予防条例第143条 (第51条の7準用)	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領の対象となっていない場合は、利用申込者又はその家族に対し、次のような法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行っているか。 ①居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。 ②居宅介護支援事業所者に関する情報を提供 ③その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	条例第168条 (第16条準用) 予防条例第143条 (第51条の9準用)	・援助に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	条例第168条 (第17条準用) 予防条例第143条 (第51条の10準用)	・居宅サービス計画書 ・介護予防サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録しているか。	条例第168条 (第20条準用) 予防条例143条 (第51条の13準用) 通知第3ハ3(10)	・サービス提供票・別表 ・業務日誌 ・サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けているか。	条例第154条 規則第60条 予防条例第136条 予防規則第57条	・サービス提供票・別表 ・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていないか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていませんか。 ①食費（限度額を超えていないか） ②滞在費（限度額を超えていないか） ③利用者が選定する特別な居室の提供に係る費用 ④利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用 ⑤送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。） ⑥理美容代 ⑦指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	条例第154条 規則第60条 予防条例第136条 予防規則第57条 H12年告示123号 H17年告示419号	・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付しているか。	法第41条第8項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果				
					適	不適	該当なし		
17	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しているか。	条例第168条(第22条準用) 予防条例第163条(第52用の2準用)	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
18	指定短期入所生活介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。	条例第155条 予防条例第144条、第145条 予防規則第62条	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		相当期間以上(※)継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  ※概ね4日以上連続して利用する場合		・短期入所生活介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。		・短期入所生活介護計画書 ・行事、日課予定表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	条例第155条第4項、予防条例第137条、通知3(4)③～⑥	・処遇に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)をすべて満たしているか。	通知第383(4)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		《身体的拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体的拘束ゼロへの手引きより ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。							
		サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているか。	条例第155条 予防条例第137条	・身体的拘束等に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じているか。  ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 委員会開催日(前年度) 月 日 月 日 月 日 委員会開催日(今年度) 月 日 月 日 月 日	条例第155条 第6項 予防条例第137条	・委員会の議事録 ・身体的拘束等廃止に関する指針 ・研修計画、研修の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
18 指定短期入所生活介護の取扱	②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (指針策定日 年 月 日)  指針に盛り込む項目 イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	条例第155条第6項 予防条例第137条	身体的拘束の適正化のための指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。 研修実施日(前年度) 月 日 月 日 研修実施日(今年度) 月 日 月 日		・研修記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	条例第127条第7項	自己評価とサービスの質の改善を図ったことがわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19 (指定介護予防短期入所生活介護の基本的取扱方針)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	予防条例第144条、145条 予防規則第62条	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
20 短期入所生活介護計画の作成	管理者は、相当期間以上（概ね連続して4日以上）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。	条例第156条 通知第3ハ3(4) ①（取扱方針）	・短期入所生活介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	短期入所生活介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっているか。また、必要に応じて変更しているか。	条例第156条 予防条例第143条	・居宅サービス計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ているか。	条例第156条 予防条例第145条 予防規則第62条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理者は、短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	通知第3ハ3(5)⑤ 通知第4の三の6の6の(2)の④		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21 (指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)	サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	予防条例第145条 予防規則第62条	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22 介護	・介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	条例第157条 予防条例第146条	・短期入所生活介護計画書 ・利用者台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っているか。		・入浴記録 ・利用者台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。		・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	・常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。		・職員勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		・勤務に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
23 食事の提供	<p>栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しているか。</p> <p>嗜好調査の実施（有（毎年 月頃）・無）</p> <p>朝食提供時間（ 時 分～）</p> <p>昼食提供時間（ 時 分～）</p>	<p>条例第158条 予防条例第147条 通知第3のハの3の(7)</p>	<p>・献立表</p> <p>・嗜好に関する調査</p> <p>・残食の記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。</p> <p>夕食提供時間（ 時 分～）</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・食事の提供に関する業務は事業者自ら行っているか。委託する場合は、食事の提供に関する業務の委託について適切に行われているか。</p> <p>・栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業所の管理者が自ら行う等、事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容になっているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・利用者の嚥下・咀嚼機能、食欲など心身の状態等を食事に反映させるため、居宅関係部門と食事関係部門との連携が取られているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・栄養食事相談を行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>・食事の内容については、事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24 機能訓練	<p>・利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>・利用者の家庭環境等を十分踏まえ、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとなっているか。</p>	<p>条例159条 予防条例148条 通知第3のハの3の(8)</p>	<p>・訓練に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25 健康管理	<p>・医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。</p>	<p>条例第160条 予防条例第149条</p>	<p>・看護に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26 相談及び援助	<p>・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>条例第162条 予防条例第150条</p>	<p>・利用者に関する記録</p> <p>・相談に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27 その他のサービスの提供	<p>・教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。</p>	<p>条例第162条 予防条例第151条 通知第3のハの3の(II)</p>	<p>・事業計画（報告）書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p>		<p>・利用者に関する記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28 利用者に関する市町村への通知	<p>・利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しているか。</p> <p>①正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>条例第168条（第27条準用） 規則第64条（第7条準用） 予防条例第143条（第52条の3準用） 予防規則第61条（第16条の2準用）</p>	<p>・市町に送付した通知に係る記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果													
				適	不適	該当なし											
29 緊急時等の対応	・利用者の病状の急変など、緊急時には主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡など必要な措置を講じているか。	条例第163条 予防条例第138条	・利用者に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	・協力医療機関についての留意事項 ①協力医療機関は、緊急時に速やかに対応できるよう事業所から近距離にあることが望ましい。 ②当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	通知第3ハ3(ロ)	・契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
30 管理者の責務	・事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われているか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	条例第168条(第56条準用) 予防条例第143条(第54条準用)	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
31 運営規程	指定短期入所生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数(※1)及び職務の内容 ③利用定員(第148条第3項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) ④指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥サービス利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項(※2) ⑩その他運営に関する重要事項  ※1 従業者の員数は「〇人以上」と記載できる ※2 組織体制(責任者、研修)、発生時の対応	条例第164条 規則第61 予防条例139条 予防規則第58条	・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
32 勤務体制の確保等	・利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員、管理者との兼務関係等)を定めているか	条例第168条(第108条準用) 予防条例第143条(第121条の2準用)	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表(原則として月ごと)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											
	・夜勤を行う職員数は、入所者(利用者)の数に応じて適切に配置されているか 介護老人福祉施設に併設されている場合は、介護老人福祉施設の「入所者」と「短期入所生活介護」の利用者数の合計数に応じて配置すること。  <b>夜勤を行う介護職員又は看護職員(従来型)</b>	H12年告示29号															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>入所者数・利用者数</th> <th>夜勤を行う職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>26人～60人まで</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>61人～80人まで</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>81人～100人まで</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>101人～125人まで</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>	入所者数・利用者数	夜勤を行う職員	25人以下	1人	26人～60人まで	2人	61人～80人まで	3人	81人～100人まで	4人	101人～125人まで	5人				
	入所者数・利用者数	夜勤を行う職員															
25人以下	1人																
26人～60人まで	2人																
61人～80人まで	3人																
81人～100人まで	4人																
101人～125人まで	5人																
・併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しているか。ただし、空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームについては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。	通知第3のハの3の(5)の① 通知第3のハの3の(6)のイ	・勤務表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												
・当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。(ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理、洗濯等)は第三者への委託等を可とする。)	条例168条(108条準用)、予防条例143条(121条の2準用)	・勤務表 ・雇用契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>												

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
32 勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。</li> <li>その際、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</li> </ul>	条例第168条（第108条準用） 予防条例第143条（第121条の2準用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講修了証明書</li> <li>・研修計画、出張命令</li> <li>・研修会資料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</li> </ul>	通知第3のハの3の(20)と同趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> <li>・ハラスメントに係る基本方針を示したものの</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カスタマーハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を講じているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントに係る基本方針の改定</li> <li>労働施策の総合的な推進ならびに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（令和8年10月から義務化）</li> </ul>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33 業務継続計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</li> <li>当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</li> <li>（計画作成日 年 月 日）</li> <li>業務継続計画に掲載すべき項目</li> <li>イ 感染症に係る業務継続計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平時からの備え                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制構築・整備</li> <li>・感染症防止に向けた取組の実施</li> <li>・備蓄品の確保等</li> </ul> </li> <li>b 初動体制</li> <li>c 感染拡大防止体制の確立</li> </ul> </li> <li>ロ 災害に係る業務継続計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 平常時の対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・設備の安全対策</li> <li>・電気水道等ライフラインが停止した場合の対策</li> <li>・必要品の備蓄等</li> </ul> </li> <li>b 緊急時の対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画発動基準</li> <li>・対応体制等</li> </ul> </li> <li>c 他施設及び地域との連携</li> </ul> </li> </ul>	条例第168条（第32条の2準用） 予防条例第143条（第121条の2準用） 通知第3のハの(4)➡第3の六の3の(6)参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画</li> <li>(1)感染症に係る計画</li> <li>(2)災害に係る計画</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施しているか。</li> <li>研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</li> <li>訓練実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の記録</li> <li>・訓練の記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</li> </ul>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
34 定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。（緊急やむを得ない場合を除く）</li> </ul>	条例第165条 規則第62条 予防条例第140条 予防規則第59条 通知第3の八の3の(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者名簿</li> <li>・運営規程</li> <li>・前年度の月別利用者実績がわかる資料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静養室において短期入所生活介護を行っている場合は、次の全ての要件を満たしているか。</li> <li>①利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた者である。</li> <li>②居宅サービス計画に位置づけられていない。</li> <li>③当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない。</li> <li>④7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。</li> <li>⑤事業所の利用定員を超える利用者数は、利用定員40人未満の場合は1人、40人以上の場合は2人までとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画</li> <li>・風水害、地震等の災害に対処するための計画</li> <li>・避難訓練等の実施記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画（※）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者へ周知しているか。 計画策定日            年    月    日	条例第168条（第110条準用） 予防条例第143条（第121条の4準用） 通知第3の六の3の(7)参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画</li> <li>・風水害、地震等の災害に対処するための計画</li> <li>・避難訓練等の実施記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 訓練実施日            年    月    日（前年度） 年    月    日（今年度）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導等に関する記録</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策マニュアル等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36 衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じているか。</li> </ul>	条例第168条（第111条準用） 予防条例第140条の2 予防規則第59条の2 通知第3の六の3の(8)参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質検査等の記録</li> <li>・受水槽、浴槽の清掃記録</li> <li>・衛生管理マニュアル等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っているか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策マニュアル等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じているか。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</li> </ul>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。</li> </ul> 委員会開催日（前年度）    月    日 月    日			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	委員会開催日（今年度）    月    日 月    日		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
36	衛生管理等	②当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (作成日 年 月 日)  指針に盛り込む項目 平常時の対策 ・事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等発生時の対応 ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等、関係機関への連絡体制	条例第168条(第111条準用) 予防条例第140条の2 予防規則第59条の2 通知第3の六の3の(8)参照	・感染症の予防及びまん延防止指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		③当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施すること。 研修実施日 年 月 日(前年度) 年 月 日(今年度)  訓練実施日 年 月 日(前年度) 年 月 日(今年度)		・研修の記録 ・訓練の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	掲示	・事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供しているか。	条例第168条(第34条準用) 予防条例第143条(第55条の4準用) 通知第3の一の3の(24)参照		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・重要事項説明書をウェブサイトに掲載しているか。 (掲載場所) <input type="checkbox"/> 事業所のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	秘密保持等	・従業者及び管理者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。	条例第168条(第34条準用) 予防条例第143条(第121条の4準用) 通知第3の一の3の(25)	・就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。		・就業時の取り決め等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ているか。		・利用者及び家族の同意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	条例第168条(第36条準用) 予防条例第143条(第55条の6準用)	・広告物、パンフレット、WEB広告等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	・居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例第168条(第37条準用) 予防条例第143条(第55条の7準用) 通知第3の一の3の(27)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
41	苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けているか。また苦情に関する市町・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っているか。  苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	条例第168条（第38条準用） 予防条例第143条（第55条の8準用） 通知第3の一の3の(28)準用	・運営規程 ・苦情に関する記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情に対する対応結果記録 ・指導等に関する改善記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存しているか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしているか。		・国保連からの指導に対する改善記録 ・国保連への報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・苦情を処理するために講ずる措置の概要等についてサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載しているか。 ・事業所に掲示しているか。 ・ウェブサイトに掲載しているか。 （掲載場所） <input type="checkbox"/> 事業所のホームページ <input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表システム		・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	条例第166条 条例第168条（第39第1項準用） 予防条例第141条（第55条の9準用） 通知第3の一の3の(29)参照		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		・地域交流に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催しているか。 【R9.3.31までは努力義務】	条例第166条の2 予防条例第141条の2 通知第3の八の3の(19)	・委員会の設置要綱等、委員会の名称、委員の構成、開催頻度、目的等がわかる資料 ・委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況や措置について記録しているか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備しているか。  →前年度の事故事例の有無：有・無	条例第168条(第40条準用) 予防条例第143条（第55条の10準用） 通知第3-3(30)準用	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っているか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしているか。 →損害賠償保険への加入：有・無		・損害賠償関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		・事故再発防止検討記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
45 虐待の防止	<p>・当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底しているか。</p> <p>（開催日） 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>	<p>条例第168条（第40条の2準用） 規則第9条の2 予防条例第143条（第55条の10の2準用） 予防規則第17条の3 通知第3の一の3の(31)参照</p>	<p>・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>指針の作成日 年 月 日</p> <p>・指針に盛り込む項目</p> <p>イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>		<p>・虐待の防止のための指針</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施しているか。</p> <p>研修実施日 年 月 日（前年度） 年 月 日（今年度）</p>		<p>・研修記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>担当者名（ ）</p>		<p>・担当がわかるもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
46 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例第168条（第41条準用） 予防条例第143条（第55条の11準用） H13年老振発第18号通知</p>	<p>・会計関係書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47 記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p>	<p>条例第167条 規則第63条 予防条例第142条 予防規則第60条</p>	<p>・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日（利用者との契約終了によりサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。</p> <p>①短期入所生活介護計画 ②提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p>	<p>規則第51条第2項 予防規則第45条第2項</p>	<p>・短期入所生活介護計画 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・苦情の記録 ・事故の記録 ・市町への通知に係る記録</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・利用者に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成しているか</p>	<p>条例第167条第3項 予防条例第142条第3項</p>	<p>服薬管理手引書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>・利用者について預り金の管理を行う場合は、預り金の管理に関する手引書を作成しているか。</p>	<p>条例第167条第4項 予防条例第142条第4項</p>	<p>預り金手引書</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
48 共生型（介護予防）短期入所生活介護の基準	<p>・短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第106条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第102条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次の(1)～(3)に掲げるとおりとなっているか。（条例第181条の2、規則第70条の2、予防条例165条の2、予防規則第69条の2）</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(1) 指定障害者視線施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）の居室の面積を、指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であるか。</p>	<p>条例第181条の2 規則第70条の2 予防条例第165条の2 予防規則第69条の2</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p style="text-align: center;"><b>指定短期入所事業所の面積</b></p> <p style="text-align: center;"><b>指定短期入所者数 + 共生型短期入所生活介護利用者数</b></p> <p style="text-align: center;">→ 9.9㎡以上</p>		面積算定結果がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上となっているか。（共生型短期入所生活介護を受ける利用者は障害支援区分5として計算しているか。</p>	<p>通知第3の三の5の(1)</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。技術的支援を行っている事業所名（ ）</p>		技術的支援を受けていることが確認できる資料等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>V 変更の届出等</b>						
49 変更の届出等	<p>当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第75条第1項、第115条の5第1項</p>	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

法：介護保険法（平成9年法律第123号）

法施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

条例：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第63号）

規則：長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県規則第18号）

予防条例：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第64号）

予防規則：長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年3月29日長崎県条例第19号）

基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

H12年告示29号：厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）

H12年告示123号：厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）

H17年告示419号：居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）